

横浜商工会議所のご協力による 法律・融資相談のご案内

☆法律相談（要予約） 相談無料！秘密厳守！

（事業・ご商売に関する相談に限る）

・複雑化した社会の中で、経営をしていると様々な問題に遭遇し、思い悩んでしまうことも少なくありません。そんな時は弁護士にご相談ください。

債権回収、不動産取引、破産処理、雇用問題、取引上のトラブル等々
関係書類をご持参ください。

相談日時 毎週 月・水・金 （第5週・祝日・特別日を除く）

13時～16時（一人 60分程度）

☆融資相談（要予約） 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）

・経営改善に必要な資金を無担保・無保証人・保証料不要・低利という好条件でご利用頂ける制度です。融資は、横浜商工会議所にお申込み頂き、調査、審査の後、日本政策金融公庫から実行されます。

■ご利用できる方

商工会議所の経営指導を一定期間（原則6ヶ月）継続して受けている

- ① 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）
- ② 最近1年以上横浜市内で事業を営んでいる
- ③ 納期の到来している税金を完納している
- ④ 日本政策金融公庫の融資対象業種である

※ 事業内容等によりお申込が出来ない場合や借入金額等に若干制限がありますのでご了承願います

相談日時 随時 （土日祝除く・時間応相談）

【お問い合わせ】

横浜商工会議所 中小企業相談部 東部支部担当

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル8階 TEL 045-671-7519